



その1 災害補償課

ポンプ操法訓練で腰部を痛め、医療機関において腰部捻挫と診断されたのですが近くのマッサージ師の施術を受けたいと考えています。補償の対象になるでしょうか。また、カイロプラクティック療法（整体）を受けた場合はどうでしょうか。



ご質問のマッサージ師による施術、また、はり師・きゅう師による施術については医療行為ではなく医療類似行為であるとされ、当該施術を受けるには医師の同意が必要となります。医師の同意を受けた場合に限り、これらの施術は療養の範囲の“処置、手術その他の治療”のうちの“その他の治療”に該当し、療養上相当なものとして療養補償の対象として認められます。

したがって、被災者が医師の同意を受けずに、任意に施療院等でマッサージや、はり・きゅうの施術を受けた場合は、療養上相当なものとして認められず、それらに係る費用は療養補償の対象とはなりませんので、十分に注意して下さい。

なお、基金では、療養費用の算定基準で支給要件を次のように定めていますので参考にしてください。

【マッサージ】

医師が、医療上マッサージの施術を行うことを必要と認め、診断書を交付している場合

【はり・きゅう】

- ① 公務による傷病の治療効果が期待できないと医学的に認められるものであって、その傷病の後遺症状としての疼痛、しびれ及び麻痺等の改善が期待し得るものとして、主治医がはり・きゅうの施術を行うことを必要と認めて診断書を交付している場合
- ② 傷病の個々の症例によっては、一般医療（主として理学療法）とはり・きゅうの施術を併せて行うことにより運動機能等の回復が期待し得るものとして、医師が、はり・きゅうの施術を行うことを必要と認めて治療目的を明記した診断書によって指示を与えている場合



次に、カイロプラクティック療法を受けた場合はどうかということですが、制度上、療養補償の支給対象となる療法とは、医師又はその指示、指導により特定の者が行うものであり、医学上医療効果があると認められているもので、その療法も一般的に確立されているものをいいます。

カイロプラクティック療法は、医療法など関係法令上に何ら規定はなく、いわゆる民間療法であることから、療養補償の対象とはなりません。

しかし、医師又は柔道整復師が行った治療及び施術がカイロプラクティック的なものであった場合は、カイロプラクティックとしてではなく、医師法又は柔道整復師法上の医療若しくは施術行為として療養補償となります。

したがって、被災団員がカイロプラクティック療法を希望するものであるならば、まず医師の治療を受け、その意見を聴取した上で当該療法の妥当性を判断することになります。